

別表 [FENIC Sビジネスマルチレイヤーコネク ト (タイプWVS) I P接続ゲートウェイサービス3]

1. ネットワークサービスの提供

当社 (以下「乙」という) は、ネットワークサービスの利用者 (以下「甲」という) に対し、第4項記載のネットワークサービス (以下「本ネットワークサービス」という) を実施します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、以下の体系により、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、FENIC Sネットワークサービス用電気通信回線およびFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域E t h e r n e tネットワーク、専用線の閉域I Pネットワークおよびインターネットを利用できるようにするネットワークサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

別途甲と乙の間において「FENIC Sビジネスマルチレイヤーコネク ト 基本サービス」 (以下「基本サービス」という) の提供に関する契約がなされているものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、基本サービスに加え、下記 (2) の接続サービスを利用できるようにするためにFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備およびFENIC Sネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

(2) 接続サービス

乙は、基本サービスに加え、専用の閉域E t h e r n e tネットワークと専用の閉域I Pネットワークおよびインターネットを相互に接続し、以下の各サービスを継続的に提供するものとします。

品 目	内 容
10BASE-T (半二重)	最大10Mbpsの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス
100BASE-TX (全二重)	最大100Mbpsの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、基本サービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線区間における障害受付は対象外とします。

8. 接続サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線区間における障害対応は対象外とします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

10. 品目一覧

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

品名	備考	備考	支払種別	単位
ビジネスMLC I P接続GW3 初期費	NS28100WS		従量料金制 (一括払)	式
ビジネスMLC I P接続GW3 利用料	NS28100WG	10Base-T接続	従量料金制 (月額払)	式
		100Base-TX接続	従量料金制 (月額払)	式

[変更内容]

(2013年10月2日) 本別表を適用します。
(2017年3月28日) 品目一覧を修正しました。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
IP	I n t e r n e t P r o t o c o l
GW	G a t e w a y

以 上